

議案第 1 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 8 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に「(第 14 条を除く。)」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 3 条の 2 中「、第 52 条」を削り、「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特

例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 5 2 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 4 条第 1 項中「日本銀行法」の次に「(平成 9 年法律第 8 9 号)」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第 2 項の規定により第 5 2 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 9 項」を「第 1 0 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 3 5 年度」を「平成 3 9 年度」に、「平成 2 5 年」を「平成 2 9 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第 7 条の 4 中「附則第 5 条の 5 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 1 7 条の 2 第 3 項中「又は第 3 7 条の 9 の 2 から第 3 7 条の 9 の 5 まで」を「、第 3 7 条の 9 の 4 又は第 3 7 条の 9 の 5」に改める。

附則第 2 3 条の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 1 1 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同

じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第 2 3 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 1 1 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 2 7 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 1 7 条、附則第 1 7 条の 2、附則第 1 7 条の 3 又は附則第 1 8 条の規定を適用する。

附則第 2 4 条第 1 項中「附則第 4 5 条第 3 項」を「附則第 4 5 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、「」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、「」に改め、同条第 2 項中「第 5 項まで」を「第 6 項まで」に、「附則第 4 5 条第 4 項」を「附則第 4 5 条第 5 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6

項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条第1項の改正規定 公布の日

(2) 附則第7条の3の2及び第24条の改正規定並びに附則第6項の規定
平成27年1月1日

（市川市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 改正後の第20条第1項の規定は、この条例の公布の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第20条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

3 改正後の附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

4 改正後の附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 改正後の附則第23条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

6 改正後の附則第24条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限を延長するとともに、延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。